

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成27年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成27年8月12日(水) 午後2時～午後3時20分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：川島会長、福本副会長、加園(和)委員、加園(光)委員、佐々木委員、乃一委員、福澤委員、森林委員 欠 席 者：高橋委員、森本委員 事 務 局：文書情報課長、文書情報課主査(法規グループ)、文書情報課主査(文書グループ)、文書情報課主事(法規グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (4) 特定個人情報保護評価の実施結果等について (5) その他
議 題	議題(1) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正について答申(案) 議題(2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1) 当日の意見等を踏まえ、事務局において答申(案)を修正し、文言等の整理については会長・副会長に一任することとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局等)	○ 本審議会の会議の公開については、武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領第2条の規定に基づき、公開を原則として審議を進めていきます。会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断しましたので、公開により開催します。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ 報告事項についてですが、御異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(3)までを一括での報告とさせていただいてよろしいですか。 ○ 異議なし。 ○ それでは、報告事項(1)から報告事項(3)まで、事務局に報告を求めます。 【説明要旨】 ● 報告事項(1)から報告事項(3)まで、一括して報告します。 まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」です。 会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。 この表は、平成27年6月30日までに市長に報告されている個人情報取扱業務について、部署ごとの件数をまとめたものです。 この件数は、この後、報告事項(2)で報告させていただく個人情報を取り扱う業務の開始の届出を反映した件数となっております。 2ページの下合計欄を御覧ください。6月30日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数ですが、市長から議長までの実施機関の合計で、600件となっております。

次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の3ページ及び報告資料の5ページを御覧ください。

条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出については、「行方不明認知症高齢者等情報共有事業」1件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

開始の届出に係る事項の詳細については、報告資料の5ページのとおりでございます。

次に、報告事項(3)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」を報告します。

会議次第の4ページ及び報告資料の9ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出については、「固定資産税・都市計画税の賦課事務」を含む19件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の9ページから15ページまでのとおりです。

説明については以上です。

【主な意見等】

○ 事務局の報告について、何か御意見、御質問はありますか。

～意見なし～

○ それでは、報告事項(1)から(3)までについて了解しました。続いて、報告事項(4)「特定個人情報保護評価の実施結果等について」説明を求めます。

【説明要旨】

● それでは、会議次第の5ページ及び資料1「平成26年度（第一次）特定個人情報保護評価（PIA）実施概要、資料2「平成27年度（第二次）PIA対象事務一覧（予定）」を御覧ください。

まず、はじめに、会議次第5ページア平成26年度における特定個人情報保護評価の実施結果についてですが、こちらは平成26年度第3回の審議会でも御報告させていただいたところですが、本年度、新たな委員も加入されたことから再度御報告するものです。

資料1を御覧ください。

特定個人情報保護評価（PIA）とは、個人番号を含む個人情報を保有しようとする地方公共団体が、情報漏えい等のリスク対策を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものでございます。

このPIAにつきましては、各実施機関が個人番号を保有する事務ごとに実施することが義務付けられており、平成26年度においては、市長部局と教育委員会が、それぞれ実施いたしました。

PIAの実施方法につきましては、まず、事務ごとに個人番号を保

有する対象者の人数、個人番号を取り扱う職員の数、個人情報に関する重大事故の発生の有無の3つの判断項目によって、「しきい値判断」というものを行います。

次に、このしきい値判断の結果により、「基礎項目評価」、「重点項目評価」、「全項目評価」という3つの評価方法のうち、どの評価方法によりPIAを実施するかを決定いたします。なお、この3つの評価方法のうち、基礎項目評価が最も簡易的な評価方法となります。

平成26年度中に本市が実施したPIAについてですが、対象人数及び職員数が最大となるのは、「住民基本台帳に関する事務」で、その対象者は97,000人、職員数は400人となります。また、個人情報に関する重大事故も発生していないことから、全て基礎項目評価により実施することとなりました。

市長部局において実施をしたPIAは、資料1の中段「特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）」1の「住民基本台帳に関する事務」から10の「国民健康保険の保険給付に関する事務」までの10件でございます。

次にイ「平成27年度に実施予定の特定個人情報保護評価について」でございます。

資料2を御覧ください。

平成27年度（第二次）PIA対象事務一覧（予定）でございますが、No.1の「後期高齢者医療に関する事務」からNo.22の「就学援助（医療券）に関する事務」までの22件について、業務システムについて個人番号を含む個人情報を保有することから、今年度PIAを実施する予定であります。

実施の時期でございますが、各業務において個人番号を含む個人情報を保有する時期が異なることから、評価書提出時期に記載のとおり4回に分け実施を予定しております。

説明については、以上でございます。

【主な意見等】

- ただ今の報告について、何か御意見、御質問はございませんか。
～意見なし～
- それでは、報告事項(4)について了解しました。続いて、報告事項(5)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特にありません。

議題

- (1) 武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正に伴う答申（案）について

○ 事務局より説明を求めます。

【説明要旨】

● それでは、「武蔵村山市個人情報保護条例の一部改正に伴う答申（案）について」説明をさせていただきます。

まず、はじめに、このたびは、御多用の中、本答申（案）について御意見をお寄せいただきありがとうございました。

今回、お寄せいただきました御意見については、事務局において精査し、答申（案）に反映させていただいております。

今回、各委員の皆様からのお寄せいただきました御意見を取りまとめたものが参考資料1になります。

各委員からいただきました御意見については、資料中央にある「主な意見」欄に記載しております。また、これに対する事務局の対応案を右側に記載しております。表の一番右側には、御意見を反映している答申（案）の該当ページを記載しております。

それでは、まず、はじめに、答申案の2枚目を御覧ください。

「答申にあたって」と題した、本答申の頭書きになります。いただいた御意見を基に、赤字の見え消し部分が原文を削除したもの、青字が新たに追加したものです。

これまでの個人情報保護条例の改正経過、今回の番号法の目的や、諮問の趣旨等を踏まえ、当審議会として、市民から信頼される市政の運営に資するべく、武蔵村山市の個人情報保護制度の総合的な推進が図られるよう検討及び審議を行い、ここに答申する旨の内容としております。

次に裏面の「目次」を御覧ください。

答申案の構成として、諮問書の順に沿って1の「特定個人情報等の定義について」から7の「受託者等の責務について」を記載しました。

「附帯意見」については、「答申における」を追加し、「答申における附帯意見」といたしました。また、巻末には資料として、委員名簿のほか、用語解説を添付しております。

それでは、ここからは、「参考資料1」と合わせ、「答申案」を合わせて御覧ください。

まず、1の「特定個人情報等の定義について」及び2の「特定個人情報の収集等の制限について」でございますが、今回、委員から特段

の御意見がなかったことから、原案のとおりとなっております。

次に、3の「保有特定個人情報の利用・提供の制限について」でございませう。

諮問条文案の第8条の3について、「特定個人情報の提供の制限」となっており「保有」の二文字が欠落しているとの御意見をいただきました。

提供の制限につきましては、保有特定個人情報ではなく、特定個人情報全般において制限されることから、「保有」の二文字を加えないこととしております。

次に、同じく3の「保有特定個人情報の利用・提供の制限について」の主な意見の(1)から(3)までの御意見ですが、こちらについては、番号法全般に係ることであることから、「答申における附帯意見」の中で整理することといたしました。こちらについては、後程、答申案の12ページの中で御説明をいたします。

次に、4の「任意代理人による開示請求について」でございませう。

略称規定である「代理人」については、番号法第29条及び第30条を踏まえ、「(以下「代理人」という。）」を「(以下「代理人」と総称する。）」に改める必要があるとの御意見でございませう。

答申案の6ページを御覧ください。

保有個人情報の開示請求については、説明欄に記載のとおり、行政機関個人情報保護法においては、本人又はその法定代理人による請求を認めています。番号法においては、個人番号が全国民に付番され、保有特定個人情報が取り扱われることになることから、開示請求の権利を容易に実行できるよう、「任意代理人」についても請求を認めております。

このため、「諮問条文案」では、「任意代理人」も開示請求の対象となるよう、「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）」と略称規定を設けたところではう。

しかし、この略称規定の「代理人」については、又は以降の「本人の委任による代理人」のみに係る略称規定との誤解を生じかねないことから、御意見を踏まえ、「以下「代理人」という。」を「以下「代理人」と総称する。」に改めたものでございませう。

次に、5の「保有個人情報の提供先への通知について」でございます。

諮問条文案の第16条の6第2項における情報提供等記録の訂正請求につきましては、前回の審議会において、中間サーバを経由したデータでの通知が想定されることから、「その旨を書面により通知する。」とせず、「その旨を通知する。」と回答をいたしました。

しかしながら、答申案の作成過程で、改めて総務省に確認をしたところ、国では、情報提供等記録の訂正請求については、データでの通知は考えておらず、書面において通知することとしており、現在、その書式等について検討しているとの確認が取れました。

このため、御送付した答申案では、7ページに記載のとおり、「その旨を書面により通知するものとする。」に改めさせていただきました。

前回審議会で事務局の回答と齟齬があることから、今回、参考資料1のとおり委員からそれがクリアできるのかについて御意見が寄せられたものですが、国への確認結果を踏まえまして、「その旨を書面により通知する。」に訂正をさせていただきたいと思っております。

次に、6の「利用停止等の請求について」でございます。

参考資料1の1点目として、【諮問条文案】の中で、第17条（利用停止の請求）の見出しが欠落しているとの御意見をいただきました。

事務局では、諮問段階では、新たに条を起こしているものに限定し見出しを付けておりましたが、御意見を踏まえ、分かりやすさの観点から、見出しを付けるよう訂正をいたしました。

答申案では、本日、差し替え版として配布いたしました9ページで見出しに「（利用停止の請求）」を青字で追加いたしましたので御確認をお願いします。

次に、2点目ですが、本条で「消除」を「消去」に訂正したことから、後段の第17条の3にも「消除」の文字があるため、同様に「消去」としなくてよいのかという御意見でございます。

対応案といたしましては、現行条例で3か所「消除」と規定がありますが、これは規定整備の内容であり、今回の諮問事項にも含まれていないため、本項目ではなく、「答申における附帯意見」の中で整理

することといたしました。

次に、参考資料1の御意見の中にはございませんが、前回の会議において、【諮問条文案】の第17条においては、「提供の停止」がないとの御質問をいただき、御回答を保留とさせていただいていたところでした。

本日の差し替え版の答申案9ページを御覧ください。

「提供の停止」については、後段の第17条第1項第2号において規定しております。前回の諮問書の中では、本号は、規定整備の内容であることから、第2号については記載していませんでしたが、今回、第2号についても分かりやすさの観点から、諮問条文案の中に追加をさせていただきました。

次に、7の「受託者等の責務について」です。

【諮問条文案】の第24条（受託者等の責務）の見出しが欠落しているとの御意見をいただきました。

こちらにも条例第17条と同様に、諮問条文案では新たに条を起しているものに限定し見出しを付けておりましたが、分かりやすさの観点から第24条においても見出しを付けるよう訂正をいたしました。

答申案では、本日、差し替え版として配布いたしました11ページで見出しに「（受託者等の責務）」を青字で追加いたしましたので御確認をお願いします。

最後に、「答申における附帯意見」についてです。

こちらは、今回、委員から御意見は特にございませんでしたが、先ほど、参考資料1の「3 保有特定個人情報の利用・提供の制限について」の(1)から(3)までの御意見については、番号法全般に関わることであることから、附帯意見の中で整理する旨の御説明をしておりますので、ここで御説明をさせていただきます。

答申案の12ページを合わせて御覧ください。

御意見の1点目、「保有特定個人情報の使用後はデータを消去し、個人の端末にはデータの保存を禁止する必要がある。」との御意見については、答申案の三段落目の「また以降」で、御意見の趣旨を踏まえ、「保有する特定個人情報の流出事故に備え、市のコンピューターシステムや業務用端末における情報セキュリティ対策の強化（データ管理のルールを定めること等）についても改めて留意されたい。」に

置き換えて整理しております。

また、2点目、「情報が漏えいした場合のデータの暗号化」につきましては、四段落目の「特に以降」で、御意見の趣旨を踏まえ、「外部からの不正アクセスにより広く個人情報が流出したときに、被害を最小限に食い止めるための対策を講じておくことは、市民に対する市の責務であると考え。」に置き換えて整理しております。

3点目、「万一情報漏えいが起こった場合の罰則規定を設ける必要がある。」については、五段落目の「さらに以降」で、「諮問事項7の受託者等の責務の趣旨に関連し、罰則に係る規定については、関係する条文の規定を精査するなど、適切な対応を行うよう申し添えるものである。」に置き換えて整理しております。

なお、今回、「受託者等の責務」の中では、市から個人情報を取り扱う事務を受託したものに加え、番号法第10条を踏まえ、受託者から再委託を受けたものにも、個人情報の保護について、同様の責務を負うこととしていることから、再委託を受けたものにも、現行条例第36条に規定する罰則の規定が及ぶこととなります。

新たに罰則を適用させる場合には、事前に検察庁と協議を行う必要があることから、事務局では、本答申後に検察庁と協議を行ってまいりたいと考えております。

このほか、「答申における附帯意見」の二段落目では、今回の条例の一部改正によって、諮問事項以外に、改正に伴う規定の整備が必要になることから、「条例の各条文や番号法との整合性に留意すること」と記載させていただいております。

最後になりますが、参考資料2を御覧ください。

個人情報保護条例の一部改正におけるパブリックコメントの実施結果でございます。

すでに御案内のとおり、今回の個人情報保護条例の一部改正について、広く市民から御意見等を聴取するため、本審議会での諮問事項と同様の内容について、7月1日から30日までの30日間、市ホームページのほか、主要公共施設に応募用紙を備え置き、パブリックコメントを実施いたしました。

市ホームページへの閲覧や主要公共施設での応募用紙の持ち帰りはございましたが、今回、市民から御意見はお寄せいただけませんでした。

たので、ここで報告をさせていただきます。

説明については、以上でございます。

【主な意見】

- 項目ごとに確認をしていきたいと思えます。
まず、「答申にあたって」についてです。一部変更がされていますが、これについて何か御意見ございますか。
「体系的に構築」となっておりますが、諮問・答申における審議会の開催が、前回と今回のみであることから、「番号法の趣旨を踏まえ、武蔵村山市の個人情報保護制度の総合的な推進が図られるよう検討及び審議を行いました」と事前に意見を出しておりますがこれについていかがでしょうか。
- ～意見なし～
- 3段落目の「今般、」からの文章で、「平成27年10月より」となっていますが、よりは比較の際に用いる用語であることから、「平成27年10月から」のほうがよいと思えますが、事務局としてはいかがでしょうか。
- 特段認識があって使い分けをしたわけではないので、御指摘のとおり「平成27年度から」に変更いただいて結構です。
- 1 特定個人情報等の定義について、御意見はありますか。
- ～意見なし～
- 2 特定個人情報の収集等の制限について、御意見はありますか。
- ～意見なし～
- 3 保有特定個人情報の利用・提供の制限について、御意見はありますか。
- ～意見なし～
- 4 任意代理人による開示請求について、御意見はありますか。
- 説明欄の2行目の後段「番号法においては、個人番号が全国民に付番されるものであり、保有特定個人情報が取り扱われることへの懸念を払拭するため、これらの権利を容易に実行できるよう、本人又はその法定代理人以外に任意代理人にも請求を認めている。」の文章が分かりづらいと思えます。「番号法の第29条及び第30条で、任意代理人による開示請求を認めているため」など、もう少し簡素化したらどうでしょうか。
- 「保有特定個人情報が取り扱われることへの懸念」とは、どのようなことを指すのでしょうか。
- 一部報道等されているところですが、国の方では、個人情報を一元管理することはしないとしていますが、各行政機関が保有する個人番号をキーとして、今後、例えば金融機関等の情報が漏えいするのではないかなど、こういった国民の不安を払拭するため、新たに任意代理人を認めたことの趣旨を記載したものです。
- 不当に特定個人情報が扱われるなどの懸念ということであれば分かりますが、この文書だと分かりづらいです。
- 説明文であるから、影響はないですが、再度事務局で検討願いたいと思えます。
- 分かりました。
- 諮問条文案において「代理人と総称する。」となっておりますが、従前の代理人に影響しないのでしょうか。
- 「保有特定個人情報にあつては」と規定していることから影響はございません。

- 先ほどの話に戻りますが、漏えいする可能性を視野に入れ、懸念と文字を入れておくことが重要だと思われます。
- 事務局において再検討願いたいと思います。
- 分かりました。なお、最終的な文言整理については、会長及び副会長に一任いただければ事務局において文案を作成したいと考えておりますがいかがでしょうか。
- 異議なし。
- 5 保有個人情報の提供先等への通知について、御意見はありますか。
- 2 ページの図に「保有個人情報」があるが、「保有個人情報」と「保有特定個人情報」に重ならない部分は当たらないということでしょうか。
- もう一度、「保有個人情報」と「保有特定個人情報」の定義をお聞かせ願えますでしょうか。
- 16 ページの用語解説を御覧ください。
「保有個人情報」とは、実施機関（市長、教育委員会など）の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。と定義されています。
一方、「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であって、特定個人情報に該当するものをいう。と定義されています。
言い換えますと、「保有個人情報」に「保有特定個人情報」が内在されていると解釈されるものでございます。
- 6 利用停止等の請求について、何か御意見ございますか。
～意見なし
- 7 受託者等の責務について、何か御意見ございますか。
～意見なし
- 答申における附帯意見について、何か御意見ございますか。
- 2 段落目に「収集の制限」から「特定個人情報」を除外することとありますが、特定個人情報については収集の制限をしないのかと読めてしまうため「収集の制限」の規定から「特定個人情報」の規定を除外するとした方が誤解がないと思います。同様に「利用及び提供の制限」から「保有特定個人情報」を除くについても「利用及び提供の制限」の規定から「保有特定個人情報」の規定を除くとした方が分かりやすいと思います。
- 資料3新旧対照表4ページを御覧ください。
第7条に「収集の制限」の規定があり、特定個人情報を除くと除外規定を設けております。この除外された特定個人情報については、5ページの第7条の2において特定個人情報の収集の制限としており委員の御指摘のとおりですので、訂正いたします。
- 差し替え版の参考資料1の3 保有特定個人情報の利用・提供の制限についてに記載された(1)から(3)までの意見について、個人情報の漏洩を視野に入れ事前に意見を上げさせていただきました。個人情報の流出事故について先手を打つことは難しいが、セキュリティ強化を進めていくことは、とてもよいことだと思いますがいかがでしょうか。
- 市の方でも情報セキュリティポリシーが策定されておりますが、番号法の概念がないことから、来年1月より市内の情報連携が始まることから年内中に情報セキュリティポリシーの改訂をしていきたいと考えております。また改訂後については、職員に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○ 情報の暗号化については、市レベルではなく国レベルなのでしょうか。

セキュリティ会社では素数を使って暗号化するというをしていますが、同様のことが可能なのでしょうか。恐らく技術的なところもあることから、国レベルのことだとは思いますが、その辺について伺いしたいと思います。

● 個人番号については、各業務システムで保有することとなります。例えば、立川市から本市に転入した場合、ひとつの手続として課税証明書を紙ベースで持参してもらい手続を行うものがありますが、今後は個人番号をキーとして、中間サーバーを経由し課税情報の照会を他機関と行うこととなります。個人番号は、各業務システムにおいて保有することとなりますが、情報連携においては、個人番号を符号に置換え情報連携を行うということとなります。暗号化ということですが、符号で情報連携を行うということでセキュリティの確保を行っているということとなります。

○ 現在は名前や住所などの情報はデジタル化されて保存されているのでしょうか。

● 統合宛名端末というものがあり、基本4情報に統合宛名番号が紐づいております。この統合宛名番号で管理されているということになります。

○ そこから情報が流出した場合には、すぐに住所、氏名等はでないということでしょうか。

● 統合宛名番号だけで流出してしまうのか、統合宛名番号に紐づいた個人情報も流出してしまうのか分かりませんが、業務システムはインターネットに直接接続されていないことから、内部から情報を流出させない限りは外部から情報を容易に盗まれるということは考えにくいと考えております。

○ 分かりました。

○ それでは、議題1「個人情報保護条例の一部改正に伴う答申（案）について」は、本日の意見等を踏まえ、事務局において答申（案）の修正を行い、文言等の整理については、会長、副会長に一任をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

～異議なし。～

○ それでは、御異議ないようですので、そのように決定をいたします。

続きますて、議題(2)その他について、事務局から何かございますか。

● 事務局からは特にございません。

○ それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

これで、平成27年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了いたします。本日は、大変御苦勞様でした。

－ 以上 －

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
-----------------	--

傍聴者： 0 人

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	--------------------